

戦国大名の文書を読む 解答

元亀四年（一五七三） 武田家朱印状

〔小室家文書五六九九〕

定

- 一、駿州段銭之事、御代官被仰付候之条、従当秋如旧規令催促可有進納之事、
- 一、被載先御判形為私領被下置候段銭之儀者、不及催促歟、御判形之外者、無疎略被相改、可被納御蔵之事、
- 一、為始御料所、雖為何之人、被相拘知行之段銭催促之上、為難澁（渋）者、可被致披露、被聞召届、可被加御下知之事、
右具在前

元亀四 癸酉

跡部美作守 奉之

九月廿一日 (竜朱印)

朝比奈彦右衛門尉殿

(封紙上書)

「朝比奈彦右衛門尉殿」

【読み下し】

定

- 一、駿州段銭の事、御代官に仰付られ候の条、当秋より旧規の如く催促せしめ、進納あるべきの事、
- 一、先の御判形に載せられ、私領として下し置かれ候段銭の儀は、催促に及ばざるか、御判形の外は、疎略なく相改められ、御蔵に納めらるべきの事、御料所を始めとして、何之人たりと雖も、相拘らる知行の段銭催促の上、難渋たれば披露致さるべし、聞こし召し届けられ、御下知を加えらるべきの事、右具に前に在り

元亀四酉 癸

跡部美作守
これを奉る

九月廿一日 (竜朱印)

朝比奈彦右衛門尉殿

(封紙上書)

「朝比奈彦右衛門尉殿」